



Title	著作物等の写り込みと些少な侵害に関する一考察：アメリカ法における位置づけを手がかりとして〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	橋谷, 俊
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第12931号
Issue Date	2017-12-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/68135
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Shun_HASHIYA_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学）氏 名 橋 谷 俊

審査担当者	主 査	教 授	田 村 善 之
	副 査	教 授	会 澤 恒
	副 査	教 授	吉 田 広 志

著作物等の写り込みと些少な侵害に関する一考察：
アメリカ法における位置づけを手がかりとして

本論文は、テレビ番組の制作や権利処理の現場に携わった実務的な経験を活用し、いかなる場合に著作物の写り込みに対して著作権は制限されるべきなのか、現行著作権法における解釈論を探ることを目的とする。

本論文は、第1章で、現在の日本の著作権法の条文、裁判例の到達点とその課題を明らかにする。著作権を制限する一般条項を欠く日本の著作権法の下では、ながらく直接、写り込みを扱う制限規定を欠いている状態にあったが、2012年改正で所定の条件の下で写り込みに対する著作権を制限する30条の2が成立した。しかし、当初の文化庁が意図した包括的な写り込み規定は、立法過程のなかで刈り込まれ、最終的に法制化された条文には、撮影、録音、録画の方法による限定（生放送が入らない）、分離困難性の要件など、相当程度の写り込みについて著作権処理を要求することになりかねない要件が導入されており、文化庁における起草担当者や学説からの批判に晒され、解釈論上の努力もなされている。他方、裁判例に目を転じると、30条の2が制定される前後を通じて、文化の範囲の要件、類似性の要件、時事の報道に関する41条や屋外に恒常的に設置された美術の利用に関する46条の制限規定など、各種の手段が駆使されている。本論文は、こうしたやや混乱した現状に鑑みて、そもそもいかなる場合に写り込みを非侵害とすべきかということを検証することが必要であることを説く。

第2章は、このようにして確定された課題の解決に向けての示唆を得るために、アメリカ合衆国法を検討する。写り込みに関する豊富な裁判例があるために、いかなる場合に著作権処理から免れしめるべきなのかということに関する判断が参考となるからであるという。米国法においては、*de minimis*の法理、実質的類似性の要件、著作権を制限する一般条項であるフェア・ユースの法理が活用されているが、本論文は、そうした法理を概観しながらも、裁判例の検討は、事案と結論との関係に着目して、いかなる場合に非侵害となっているのかということの本論文独自の観点から整理する。結論として、写り込みについて著作権が制限されるのは、第一類型：不可避的・偶発的な利用、第二類型：意識的・意図的な利用で原告著作物に代替性が認められるもの、第三類型：意識的・意図的な利用で原告著作物に代替性が認められにくいもの、という三つの類型である、とする。

第3章は、こうした米国から得られた示唆を活用して、各種法理の守備範囲を踏まえた役割分担という観点から日本法の解釈論を検討する。そして、まずは、文化の範囲を活用して著作物として権利処理すべき著作物の範囲を絞った上で、第一類型については、41条と30条の2を活用

し、第二類型については類似性の要件において本質的特徴の再現を要求する近時の有力説を活用し、第三類型については引用に関する 32 条や各種制限規定を総合的に活用することで対処すべきとしている。

本論文の特徴の一つは、極めて明快な、論理的に一貫した構成が採用されていることである。比較法に関しても、米国法を参酌する理由が、系譜的な考察ではなく、機能的な考察にあることが明らかにされており、その方法論に基づいて、非侵害とすべき類型をあぶり出すことに成功している。もっとも、こうした比較が可能となるためには、米国の各種法理が柔軟な衡量を許すものであって、各法理特有の制約、すなわち日本法とは無関係の制約がないことが前提となるが、その点に関しての本論文の踏み込みはやや甘いところはあるものの、いちおう各法理が柔軟に運用されていることについては言及があり、論理的な繋がりには保持している。

筆者の実務的な経験に基づき、実務に活用しうる明確な指針を示すために、事案類型を提示し考慮すべき要素と駆使すべき法理を特定していることは、本論文の大きな貢献といえる。従前の日本の学説、裁判例はいかなる場合に写り込みを非侵害とすべきかという全体像を解明してから、その全貌のなかでの位置づけに配慮して個別の類型を論じるという視点を欠いていた。本論文はこうした従来の議論状況を方法論的に一変させるものといえる。

他方で、写り込み問題の考察は、著作権の制限規定一般に対する考察や、ひいては著作権の正当化根拠に影響する可能性を秘めているが、本論文は写り込みがなぜ制限されるべきなのかということを、著作権が認められるべき根本的な原理に遡って考察するという作業をなすものではない。しかし、写り込みに特化した実務的な指針を得ることを目的とする同論文にとっては、そのような射程の広い考察はそもそも論文の目的の外にあり、またそのように考察の目標を絞ったために、前述した首尾一貫した明快な構成を採用しえたと評価することも可能である。

結論として、審査委員全員の一致をもって博士号取得に値すると判断した。